

# 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）及び 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要 （参議院選挙制度改革）

## 1 趣旨

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 75 号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、選挙長等が行う公職の候補者等に関する通知について、通知内容に、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者（以下「特定枠の参議院名簿登載者」という。）に関する事項等を加えるほか、所要の規定の整備を行う。

## 2 改正の概要

### 1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案

#### ① 選挙長等が行う公職の候補者等に関する通知に係る規定の整備

選挙長等が行う公職の候補者等に関する通知について、通知内容に特定枠の参議院名簿登載者に関する事項等を追加する。

#### ② その他所要の規定の整備を行う。

### 2) 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

参議院名簿の届出の様式等について、所要の規定の整備を行う。

## [今後の予定]

平成 30 年 9 月 8 日 パブリックコメント開始

平成 30 年 10 月 8 日 パブリックコメント終了

平成 30 年 10 月 25 日 施行（一部改正法の施行と同日）